アフリカ起業支援コンソーシアム 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、アフリカ起業支援コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という)の会員制度について定めるものである。

(会員)

第2条 会員は、アフリカ企業支援コンソーシアム規約の第1条に定める通り、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した法人、団体および個人とする。

第2章 入会・退会

(入会)

- 第3条 本コンソーシアムの会員になろうとするものは、別添の入会申込書を本コンソーシ アムに提出し、アフリカ企業支援コンソーシアム規約の第8条に定めるように運営 委員会の承認を得なければならない。
- 2 本コンソーシアムの会員は、その代表として本コンソーシアムに対しその権利を行 使する者1名(以下「会員代表者」という。)を定め、入会申込書に記載すること で当法人に届け出なければならない。

(入会申込の不承認)

- 第4条 本コンソーシアムの会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会 申込の承認を得られないことがある。
 - (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
 - (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合
 - (3) その他、本コンソーシアムが会員と認めることを不適当と判断した場合

(会費)

- 第5条 会費は以下に定める通りとする。
 - (1) ゴールド会員の 1 ヶ年分の年会費は 3 0 0 万円、シルバー会員の 1 ヶ年分の年会費は 1 0 0 万円とする。
 - (2) ゴールド会員およびシルバー会員は、最低3年間連続に年会費を納付しなくてはならない。
 - (3) ゴールド会員およびシルバー会員は、請求書の日付から一ヵ月以内に1ヶ年

分の年会費を一括に振り込むものとする。

(4) 既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(有効期間)

- 第6条 本規約に基づく会員有効期間は年会費の入金日から同一事業年度内とする。
- 2 3ヵ年目の期間満了日の2ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

(変更の届出)

- 第7条 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を代表理事に提出するものとする。
- 2 会員が、前項1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合で も本コンソーシアムはその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第8条 会員は、別添の退会届を本コンソーシアム法人に提出することにより、退会することができる。ただし、第5条による未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本コンソーシアムに対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の取消)

- 第9条 本コンソーシアムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を 取り消すことができる。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 会費の納入が、督促後3ヵ月以上遅滞したとき
 - (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき

第3章 権利

(会員の権利)

- 第10条 ゴールド会員は以下の権利を有する。
 - (1) 本コンソーシアムが年次に開催する総会に10名まで出席
 - (2) 本コンソーシアムが開催するアドバイザリーボードの会合に3名まで出席
 - (3) 本コンソーシアムが設けるインターネット上のサイトなどでバナーを表示することができる
 - (4) 別途定める条件および運営委員会の承認による現地調査を本コンソーシアム

へ依頼できる。

- 2 シルバー会員は以下の権利を有する。
 - (1) 本コンソーシアムが年次に開催する総会に3名まで出席
 - (2) 本コンソーシアムが開催するアドバイザリーボードの会合に1名まで出席
 - (3) 本コンソーシアムが設けるインターネット上のサイトなどでバナーを表示することができる

第4章 知的財産権

(知的財産権)

- 第 11 条 本コンソーシアムの活動において会員が創作した文書、資料、プログラム、その他の著作(以下「資料」という。)の著作権は、その創作を行った会員に帰属するものとする。
- 2 本コンソーシアムの活動のために会員が提供する既存の「資料」の著作権は、会 員によって留保されるものとする。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

- 第 12 条 各会員は、他の会員から機密である旨の表示又は指定をして機密情報として提供 さたれ資料及び情報を機密情報として取り扱うものとする。各会員が本コンソー シアムから脱退する場合は、その時点で保持している機密情報をすべて返却また は消去すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでな い。
 - (1) 知得時に公知であるもの
 - (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの
 - (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの

第6章 規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第 13 条 本規約に定めの無い事項については、本コンソーシアムの運営委員会およびモニ タリングボードの議により定めるものとする。

第7章 免責および損害賠償

(免責および損害賠償)

第 14 条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、本コ

- ンソーシアムは一切責任を負わないものとする。
- 2 会員は、本コンソーシアムの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本コンソーシアムは一切責任を負わないものとする。
- 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、本コンソーシアムは一切責任を負わないものとする。
- 4 本規約に違反した会員に対し、本コンソーシアムはサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 5 万が一、本コンソーシアムが会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、 その原因の如何に関わらず、本コンソーシアムは間接損害、特別損害、免失利益 ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関 わらず、本コンソーシアムが負う責任は会員が支払う会費を上限とする。
- 6 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条、第 12 条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

附則

本規約は、平成28年5月18日から施行する。